

米大統領の解任権をめぐる歴史的判決 FRBの独立性を守る一方、規制・監督は不安定化へ

調査部
プリンシパル

小野 亮
080-1069-4672
makoto.ono@mizuho-rt.co.jp

- 米最高裁はスローターFTC委員の解任をめぐる裁判で、FTC委員の解任制限を違憲とし、90年余り続いたハンフリー判決を覆した。大統領の解任権をめぐる法理は歴史的転換点を迎えた
- クックFRB理事の解任をめぐる判決は解任手続の不備を問題視するとともに、FRB理事に対する「正当な理由」による保護を支持。FRBの独立性が市場や国民の信認に支えられることも重視した
- FRBの独立性は守られた一方、規制・監督行政の不安定化という懸念がある。米国事業を展開する日本企業は当局人事や組織運営を通じて規制・監督方針が大きく転換するリスクに留意が必要だ

米最高裁は、独立政府機関の委員に対する大統領の解任権をめぐる2つの裁判について、歴史的と言える判断を示した（6/29）。まず、スローターFTC委員の解任をめぐる裁判では、FTC委員の解任制限を違憲とし、大統領による解任を認めた。90年余りの歴史を持ついわゆるハンフリー判決を覆す判断である。

一方、クックFRB理事の解任をめぐる裁判では、今回のような手続を経ない解任は認められないとした。加えて重要なのは、FRB理事の解任には「正当な理由」が必要とする連邦準備法のfor cause条項を支持し、それを乗り越えて解任するためのハードルは相当程度高いとした点である。

米最高裁は、FRBの独立性をさまざまな面から認める中で、任期・解任制限・予算・統治構造といった制度上の独立性だけでなく、市場や国民から見て、理事が政治的報復を恐れずに発言・投票していると信じられる状態も重視した。金融政策の有効性は、こうした信認にも支えられるという考え方に立つ判断である。

1. スローター判決～「正当な理由」条項は違憲となり歴史的転換へ

独立政府機関に対する大統領の統制は、今回の判決によって大きく姿を変えた。スローター判決の本質は、1人のFTC委員の去就ではない。1935年のハンフリー判決（Humphrey's Executor）以来約90年にわたり維持されてきた、「独立政府機関の委員は正当な理由（for cause）がなければ大統領は解任できない」という基準（法理）を覆し、大統領の解任権を行政権の中核として再確認した点に歴史的意義がある。

訴訟を簡単に振り返ろう。発端は、トランプ大統領がFTC（連邦取引委員会）の民主党系委員であったレベッカ・スローター氏を解任したことだった。FTC法は、委員を「inefficiency, neglect of duty, or malfeasance in office（非能率、職務怠慢、不正行為）」といった正当な理由がある場合に限り解任できると定めている。スローター氏は、この規定とハンフリー判決を根拠に解任の無効を主張した。

しかし、最高裁多数意見はこの主張を退けた。判決は、FTCが行う規制・執行・行政処分といった活

動は、本質的には憲法第2条が大統領に付与する行政権の行使であると位置付けた。そのため、国民に対して政治的責任を負う大統領は、行政権を行使する者を統制し、必要に応じて解任できなければならないとしたのである。1935年のハンフリー判決が依拠した「FTCは準立法・準司法機関であり、純粋な行政機関ではない」との考え方についても、現代の行政国家の実態——すなわち、行政機関が規則制定によって立法に近い役割を担い、行政審判によって司法に近い役割を担い、さらに執行・訴訟提起まで行うようになったという実態——を踏まえれば維持できないと判断した。

この判決が持つ意味は、FTCだけにとどまらない。行政権を行使する独立政府機関の委員に対し、大統領は従来よりも広範な解任権を有するという原則が示されたためである。委員の任命だけでなく解任も政権の政策遂行手段として位置付けられたことで、規制・監督行政は政権交代に伴いこれまで以上に大きく方向転換する可能性が高まった。独立政府機関という制度は存続するとしても、その独立性は従来よりも大幅に後退したと言わざるを得ない。

もっとも、最高裁はこの一般原則をそのまま全ての独立機関に適用したわけではない。同じ日に言い渡されたクック判決では、FRBは独立政府機関の中でも歴史的・制度的に特別な存在であるとして、FTCとは異なる扱いを受けた。今回の2つの判決を理解する上で最も重要なのは、最高裁が独立政府機関一般の法理を書き換える一方、中央銀行だけは例外として位置付けた点にある。

2. FRB はなぜ例外扱いされたのか

クック判決の意義は、FRB理事個人の身分を守ったことではない。最高裁が、FRBをFTCなど他の独立政府機関とは異なる歴史的・制度的存在として位置付け、中央銀行の独立性を改めて確認した点にある。スローター判決が独立政府機関一般に対する新たな原則を示したのに対し、クック判決はFRBだけはその例外であることを明確にした。

興味深いのは、政府側もFRBの独立性そのものを正面から争わなかったことである。政府は、FRB理事についても「正当な理由」による解任制限が存在すること自体は前提としていた。その上で、本件で示した解任理由は「正当な理由」に該当すると主張したのである。

これに対し、米最高裁は、本件では事前の通知や反論の機会が十分に与えられておらず、適正な手続を欠いているとして、少なくとも現時点で政府の主張を認めることはできないと判断した。したがって、クック判決の直接の争点は、FRBの独立性そのものではなく、解任手続の適法性と「正当な理由」の適用のあり方であった。

しかし、米最高裁は単に手続論だけを論じたわけではない。判決は、FRBが政府・議会による通常の予算統制から独立していること、通常の行政機関とは異なる統治構造を採用していること、さらに地区連銀を含めた独自の政策決定体制を有していることなどを挙げ、FRBが他の独立政府機関とは異なる歴史的・制度的地位にあることを繰り返し強調した。そして、このような制度設計は、米国の中央銀行が長年にわたり政治的干渉から一定の距離を保ちながら金融政策を運営してきた歴史を反映したものだとして位置付けたのである。

さらに判決が踏み込んだのは、「独立性の実体」だけでなく、「独立して見えること」まで制度設計の中核と位置付けた点である。判決は、任期、解任制限、予算、統治構造といった制度上の独立性だけでなく、市場や国民から見て、FRB理事が政治的報復を恐れず自由に発言し投票していると信じられる状態もまた、FRBの独立性を構成する重要な要素だとした。もし、過去あるいは現在の些細な疑惑

を口実に理事を容易に解任できるようになれば、理事は発言や投票の際に政治的影響を意識せざるを得なくなる。それは、議会が守ろうとした中央銀行の独立性を根底から損なうというのである。

こうした考え方に立つからこそ、最高裁はFRB理事を解任するための「正当な理由」は「相当程度高いハードル」(substantial threshold)でなければならないと明言した。これは、単にFRB理事の身分保障を厚くしたという話ではない。金融政策の有効性は、市場や国民が中央銀行を政治から独立した存在として信認することによって支えられているという認識を、最高裁が制度論として正面から認めたことを意味する。FTCなど他の独立政府機関との違いは、まさにこの点にある。

3. 明暗が分かれた独立政府機関の未来

今回の2つの判決は、独立政府機関の将来に「明」と「暗」の両面をもたらした。明るい面は、FRBの独立性が改めて強く確認されたことである。トランプ大統領は引き続き争う姿勢を示したが、米最高裁が示した解任ハードルの高さを踏まえれば、深刻さは和らいでいる。一方、暗い面は、大統領の解任権が大幅に拡張された結果、金融規制や競争政策など多くの規制・監督行政が、政権交代のたびにこれまで以上に大きく揺れ動く可能性が高まったことである。

FRBについては、米最高裁は単に従来の独立性を維持しただけではない。政府や議会予算からの独立、通常の行政機関とは異なる統治構造、地区連銀を含む政策決定構造といった制度上の特徴を重視するとともに、「独立して見えること」も制度設計の中核であると明確に位置付けた。議会が守ろうとしたFRBの独立性とは、まさに金融政策の独立性であり、それは市場や国民の信認が政策効果の一部であるという考え方に立つ。トランプ大統領による異例の圧力が続く中で、「独立して見えること」を重視した今回の判断はきわめて重要な意味を持つ。ウォーシュ新体制が発足したばかりのFRBにとっても、この判決は金融政策運営における1つの行動規範、あるいは政治的圧力に対する明確なくさびとして機能することになるだろう。

これに対し、FTCをはじめとする他の独立政府機関を取り巻く環境は大きく変わる。米最高裁は、大統領の行政権を重視する立場から、行政権を行使する機関の長については、大統領が広範な解任権を持つことを原則とした。委員の任命だけでなく解任も政権の政策遂行手段となる以上、人事はこれまで以上に政治色を帯びることになる。規制・監督政策は、政権交代のたびにトップ人事とともに方向転換し、政策の継続性や予見可能性は低下する可能性がある。

米国で事業を展開する日本の金融機関や事業会社にとっても、規制・監督行政をめぐる重要な転換点となる。従来に増して、当局の人事や組織運営そのものが抜本的に変わり、それに伴って規制・監督方針が大きく転換するリスクとして認識する必要がある。

© 2026 株式会社みずほ銀行

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱下さいますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

本資料の著作権は弊行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること、②弊行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。